

豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業

入札説明書等に関する質問への回答

(平成22年6月30日公表分も含む)

平成22年7月8日

愛知県企業庁

**豊田浄水場始め 6 浄水場排水処理施設整備・運営事業  
入札説明書等に関する質問及び回答**

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
1	入札説明書							用語の定義	【入札説明書等】の用語の定義が、事業契約書（案）の用語の定義と異なっており、事業契約書（案）には「これら資料に対する質問及びこれに対する県企業庁の回答を示した書面の全てをいう」とあります。この場合の入札説明書にある【入札説明書等】の定義は本入札説明書にのみ適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等の定義には、「これら資料に対する質問及びこれに対する県企業庁の回答を示した書面の全てをいう」も含みます。入札説明書の用語の定義を修正します。
2	入札説明書	1						入札説明書の定義	1) 「なお、入札説明書等と実施方針等及び実施方針に関する質問の回答に相違がある場合・・・」とありますが、入札説明書（案）等および入札説明書（案）等に関する質問への回答も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 2) その場合、本文を「なお、入札説明書等、入札説明書（案）等と入札説明書（案）等に関する質問への回答と実施方針および実施方針に関する質問の回答に相違がある場合・・・」に修正をお願い致します。 3) また最後の1文につきましても「・・・入札説明書等に記載がない事項については、実施方針等に関する質問回答、入札説明書（案）等に関する質問回答及び入札説明書等に関する質問回答によることとします。」に修正をお願い致します。	1) についてはご理解のとおりです。2) と3) については、入札説明書の用語の定義を修正します。
3	入札説明書	7	2	(8)	イ			「追加補修費」について	「追加補修費」は、「入札時において事業者が運営・維持管理計画を提案するにあたり事業者が予測できない事由」により発生した場合に企業庁が支払うこととされておりますが、事業者が提案内容を適切に実施している限りにおいては、提案内容に含まれない追加補修が生じた場合の費用負担は、企業庁が行うとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が提案内容を適切に実施している場合においても、入札時において運営・維持管理計画を提案するにあたり事業者が予測できる事由により発生した追加補修費については、企業庁は支払いません。
4	入札説明書	7	2	(8)	イ			運営・維持管理業務に係る対価	県企業庁が「追加補修費」を支払うこととなった場合、どのように支払われますか。	県企業庁が合理的と判断した額について、一括して支払う予定です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
5	入札説明書	7	2	(8)	イ			運営・維持管理業務に係る対価	近隣の市町から水道汚泥の引き取りを行う場合、県企業庁の了解が必要とのことですが、「了解」とはどのような形で頂くことになりますか。	関連法令との関係について、事業者が関係機関等へ確認し、県企業庁がその確認結果の報告を受けて問題ないと判断できる場合は、了承する旨を書面で事業者へ示す予定です。
6	入札説明書	8	2	(8)	イ			近隣の市町からの水道汚泥の引取りについて	近隣の市町からの水道汚泥の引取りについては、提案上加点対象とならないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	入札説明書	9	3	(2)				選定の手順及びスケジュール	1) この度の入札説明書で落札者の決定及び公表が10月から11月に変更されておりますが、今後「基本協定の締結」ならびに「事業者と事業契約締結及び公表」の時期が後方へ変更になることはないとの理解でよろしいでしょうか。 2) 万が一契約締結日がずれ込むことに起因して、開業業務等の期間が十分取れずに事業開始ができなかつた場合の遅延リスクは県企業庁に帰すとの理解でよろしいでしょうか。	1) については、時期を変更することは現時点では想定しておりません。 2) については、事業者が合理的に要求される努力を尽くしても事業開始ができなかつた場合については、ご理解のとおりです。
8	入札説明書	13	3	(4)	イ	(イ)	c	応募者等の資格要件	入札説明書（案）等に関する質問への回答（平成22年3月）（No. 46）にて「契約が区分されていない場合は、実績の対象となりません。」とされていますが、例えば本事業では事業契約1つであります、各年度で設計・建設工事を行い各年度末に「目的物引渡書」を提出することとなります。この場合の考え方として、各年度毎に提出する「目的物引渡書」を実績とすると理解してよろしいでしょうか。	PFI事業において特別目的会社から受託した実績については、設計業務の実施及び完了を確認できる書類があるものについて対象となります。なお、事業期間内に複数の設計業務があるものについては、それぞれ別々に設計業務の実施及び完了を確認できる書類があるものについて実績の対象となります。
9	入札説明書	14	3	(4)	イ	(エ)	a	運営・維持管理に当たる者の要件	運営・維持管理を担当する企業は建設業許可は不要との解釈でよろしいでしょうか。 また、修繕業務には建設業許可は不要との解釈でよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務のみを実施する企業については、建設業許可は不要です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
10	入札説明書	22	4	(6)	ア			契約保証金の納付等	契約保証金は、各脱水処理設備の工事のたびに都度納付するという理解でよろしいでしょうか。その場合、「事業契約書前文」の契約保証金の記載は、工事別ではなく、まとめた金額が記載されるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	入札説明書	23	4	(8)				事業者が付保する保険	事業契約書（案）に示す事業者が付保する保険について、付保金額や免責額等の条件は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。また、現在県企業庁で付保している保険の詳細及び事業開始後の付保予定をご教示ください。	別紙4「事業者が付保する保険」に記した条件以外であれば、事業者の提案で結構です。なお、現在県企業庁が付保している保険及び事業開始後に付保予定の保険はありません。
12	入札説明書	26	5	(4)	イ	(ウ)		国庫補助金	・一時支払金に充当予定の国庫補助金の具体的な金額をご提示願います。	具体的な金額は確定しておりません。
13	入札説明書	26	5	(4)	イ	(ウ)		国庫補助金	・国庫補助金の法人税上の取り扱いは、圧縮記帳の適用を受けることが可能と判断してよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
14	入札説明書	26	5	(4)	イ	(ア)		一時支払金	消費税及び地方消費税は、設計・建設業務に係る対価の3分の1に相当する金額が支払われるのでしょうか。それとも、対価の全額に相当する消費税及び地方消費税が一括して支払われるのでしょうか。	設計・建設業務に係る対価の3分の1に相当する金額を支払います。
15	入札説明書	26	5	(4)	イ	(ウ)		国庫補助金	(ウ) ではなく (イ) ではないでしょうか。	(ウ) を (イ) に訂正します。
16	入札説明書	26	5	(3)	ウ	(オ)		財務の状況に関するモニタリング	平成22年度はSPCが立ち上がって間もないため財務状況に関するモニタリングは必要ないと考えます。平成23年6月頃の財務状況に関するモニタリングは実施されますか。	平成23年6月頃の財務状況に関するモニタリングを実施する予定はありません。
17	入札説明書	35	7	(1)				提案書作成要領 (1) 一般的な事項	事業提案書、および技術提案書の各様式のそれぞれの提案書に企業名、全体の通しページをつける必要はないでしょうか。	企業名は不要ですが、事業提案書と技術提案書のそれぞれに、各全体の通し番号を付してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
18	入札説明書	36	7	(3)	ア			入札書	「入札書は、県企業庁の指定する封筒に入れ」とありますか、どのような封筒を指すのでしょうか。	「愛知県建設工事関係入札者心得書」（愛知県のホームページからダウンロード可能）をご参照ください。
19	入札説明書	36	7	(3)	イ			入札価格内訳書	平成22年度にもSPCとしては費用負担が発生します。現在価値換算を平成23年度にしているのはなぜでしょうか。 また、前回の質問回答にて現在価値換算率を提示しますとの回答がありましたら、様式集も含めて提示がありません。提案条件をそろえるためご提示願います。	平成23年度は平成22年度に訂正します。現在価値に換算する割引率は2.7%とします。
20	入札説明書	36	7	(3)	イ			入札価格内訳書	「平成23年度の現在価値に換算すること」とありますが、「現在価値」とは今年度の平成22年度を基準すべきではないかと思料致します。	No. 19への回答をご参照ください。
21	入札説明書	38	7	(4)	イ	(イ)		その他必要と考える費用	費用の記載は、様式6-5固定費（共通）にある”その他必要な費用”でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	入札説明書	40	7	(4)	オ	(イ)		スワップレート	表中のスワップレートについて、再確認をお願いします。（6年物：0.870%、7年物：1.009%、8年物：1.151%、9年物：1.294%ではないでしょうか。）	スワップレートは次のとおり訂正します。 6年物：0.87% 7年物：1.009% 8年物：1.151% 9年物：1.294%
23	入札説明書	40	7	(4)	オ	(イ)		割賦支払金（割賦代金算定方法）	本項に示された平成22年4月1日10時のTSRレートは、9年物6年物7年物が入り繰り相違しているものと思われますが、このままのレートを基準として割賦代金を算定するのでしょうか。	No. 22への回答をご参照ください。
24	入札説明書	40	7	(4)	オ	(イ)		割賦支払金	表の中の平成22年4月1日の基準金利のうち、6年、7年、9年物が間違っているのではないですか。 6年物：0.87% 7年物：1.009% 8年物：1.151% 9年物：1.294%	No. 22への回答をご参照ください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
25	入札説明書	40	7	(4)	オ	(イ)		割賦支払金	表中に各浄水場の割賦支払対象の計算の前提となる金利スワップレートが記載されていますが、期間の長さと利率の大きさが逆転しているものがあります。記載の内容に間違いはないでしょうか。	No. 22への回答をご参照ください。
26	入札説明書	44	7	(8)				技術提案書	「様式10-1の表紙（A3版）を付け」と記載されておりますがA4版の間違いではないでしょうか。	様式10-1の表紙は、図面以外はA4版、別冊として整理する図面はA3版とします。「様式10-1の表紙（A3版）」は、「様式10-1の表紙（図面以外はA4版、別冊として整理する図面はA3版）」に訂正します。
27	入札説明書	50	2	(2)				土地使用料	本土地使用料は修繕工事に対しても適用されるのでしょうか。	PFI事業者管理対象範囲内で実施する修繕工事には適用しません。PFI事業者管理対象範囲外の用地を現場事務所及び資材置場として使用する場合は、土地使用料が必要となります。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
28	入札説明書	53	資料5	1				脱水処理施設等増設・更新	<p>1) 事業開始後の既存設備又は建物の瑕疵による追加費用について、入札説明書（案）等に関する質問への回答（平成22年3月）「No65」の回答にて「事業者に損害や追加費用が生じた場合は、県企業庁が合理的な範囲で負担する予定です。」とあります。この「合理的な範囲の負担」は事業契約書（案）別紙6が適用されるのでしょうか。</p> <p>2) またそうなった場合、必然的に設計・建設業務にかかる（または運営・維持管理業務にかかる）対価の1%までは事業者の負担となるのでしょうか。</p> <p>3) 従いまして、下記の事項につきまして、事業運営に支障をきたす恐れがありますため、引き渡し前に企業庁殿にて、処置済みにて引き渡しをお願いします。</p> <p>豊田浄水場 脱水機器受け建物小梁にクラック発生（脱水機器未設置部分にはクラックなし）            • 脱水機室の雨漏れ            • 階段室コーナー部分天井雨漏れ【鉄骨の隠れたサビや断面欠損が不明】            • ケーキヤード棟の柱コンクリート部分の鉄筋爆裂、鉄骨材のサビ            • 断面欠損・外部タラップの劣化など</p>	<p>1) と2) の事業開始後の既存設備又は建物の瑕疵による追加費用については、別紙6の規定によらず、県企業庁が負担する予定です。よって、対価の1%までは、事業者負担とはなりません。</p> <p>3) については、以下のとおりとします。脱水機器受け建物小梁クラックについては、既設脱水機更新時に事業者にて必要な措置をお願いします。脱水機室及び階段室コーナー部分天井雨漏れについては、台風等の強雨時や長雨時等に限られることから、現状での引き渡しとし、操作盤を防水仕様とする等の方法で対応してください。ケーキヤード棟の柱コンクリート部分の鉄骨材のサビ、外部タラップの劣化などについては、ケーキヤード棟の柱部分のみ県企業庁で塗装等の対応をしますが、その他については、ベルトコンベヤ等の更新時に事業者にて対応をお願いします。</p>
29	入札説明書	54	資料2	2				脱水設備の更新にあたって	<p>1) 「各事業年度の前々年度の7月末までに」とありますが、H22年3月の「入札説明書（案）に関する質問への回答」No133にて「前々年度」を「前年度」に訂正するとの回答があります。事業契約書（案）では反映されておりませんので、入札説明書への反映も合わせてお願いできますでしょうか。</p> <p>2) 同項「前々年度の8月末までに」も同様に反映をお願い致します。</p>	「各事業年度の前々年度の7月末までに」は原案のとおりとし、「前々年度の8月末までに」は「前年度の8月末までに」に修正します。事業契約書（案）と実施方針の関連箇所も修正します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
30	入札説明書	54	2					平成30年度以降の脱水設備等の更新について	実施方針では、事業提案書の内容及び価格の見直しなどで関係者協議会での協議を前々年度の7月末までとしていますが、入札説明書では8月末までとなっています。変更になったのでしょうか。	No. 29への回答をご参照ください。
31	入札説明書	54	2					平成30年度以降の脱水設備等の更新について	「当該工事は原則として～工事内容の見直しを協議できるものとします。」とありますが、平成30年度以降の工事と理解してよろしいでしょうか。。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書	4	別紙 3					汚泥濃度	公表資料時より汚泥濃度が低下し、その為当初予定より脱水機の打込時間が長くなり、結果として電気料等が大幅増大した場合は、関係者協議会にて協議を図ることが出来ると理解して宜しいでしょうか。	県企業庁が開示した情報からは事業者提案時に想定することが出来ないと県企業庁が合理的に判断できる場合は、関係者協議会で協議に諮ることは可能とします。
33	要求水準書	6	1	(4)	ア			整備対象施設及び事業範囲	PFI事業者管理対象範囲内にある屋外照明の交換は事業範囲に含まれるのでしょうか。	排水処理施設やケーキヤードのみに関連する照明のみ対象となります。
34	要求水準書	6	1	(4)	ア	図表 1 - 3		整備対象	1)幸田、豊橋脱水機棟は建築付帯設備の設計・建設業務も事業範囲となっています。要求水準書、およびH22.3/29公表の質問回答No88「なお、建築付帯設備については、幸田浄水場と豊橋浄水場の耐震補強工事に係るもの以外は設計建設の対象外です。」とされておりますが、この2浄水場のアスベスト設置室有無、および有りとした場合での除去要否の記載がないことよりアスベスト設置室は無いと理解して宜しいでしょうか。 2)また豊田、安城、豊川についても同様にアスベスト設置室は無いと理解して宜しいでしょうか。	1)、2)ともご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
35	要求水準書	8	1	(4)	イ	(ウ)		脱水機からのろ液	ろ液濁度による（警報）停止を濁度20度としています。 1)既設5浄水場の脱水機から発生するろ液濁度の実績（測定箇所、そのろ液濁度）を御教示御願いします。 2)既設運転実績のろ液、および返送水は、返送先の排泥池以降の浄水処理設備にとって濁質が支障ない状態のものと理解してよろしいでしょうか。	1)については、開示できる資料はありません。 2)については、現在の運転管理においては、支障はありません。
36	要求水準書	8	1	(4)	イ	(ウ)		脱水機からのろ液	既設運転実績のろ液、および返送水は、返送先の排泥池以降の浄水処理設備にとって濁質が支障ない状態のものと理解してよろしいでしょうか。	現在の運転管理においては、支障はありません。
37	要求水準書	9	1	(4)	イ	(コ)		濃縮施設との整合性の確保	1)幸田、豊橋脱水機棟は建築付帯設備の設計・建設業務も事業範囲となっています。要求水準書、およびH22.3/29公表の質問回答No88に、この2浄水場のアスベスト設置室有無、および有りとした場合での除去要否の記載がないことよりアスベスト設置室は無いと理解して宜しいでしょうか。 2)上記2浄水場についてアスベスト設置有りの場合には、要求水準書提示条件の不備による事業者建設工事費増大のリスクとの考えから、分担協議頂くケースも想定されます。設置室有りの場合には分担協議を頂けるものと考えて宜しいでしょうか。 3)豊田、安城、豊川については同様にアスベスト設置室は無いと理解して宜しいでしょうか。	1)については、ご理解のとおりです。 2)については、既存の調査結果ではアスベスト設置室は存在しませんが、万一存在した場合は、事業者の増加費用の負担について協議に応じる予定です。ただし、配管・配線などの部分的な開口を加工をする等の軽微な措置は事業者負担で処置していただくこととなります。 3)については、ご理解のとおりです。アスベスト設置ありの状況の場合は、2)の回答と同じです。
38	要求水準書	9	1	(4)	イ	(コ)		濃縮施設との整合性の確保	1)H21年12月22日公表の質問回答No.243では、既設送泥ポンプの容量の回答はありますが、質問にある容量決定根拠について回答がございません。この回答を御願い致します。 2)この既設送泥ポンプは既設濃縮施設の運転では支障がない容量と理解して宜しいでしょうか。 3)万一、事業期間において既設送泥ポンプ容量原因で浄水処理または脱水設備運用に支障が発生した場合、その対応処置は県企業庁の責任所掌と理解してよろしいでしょうか。	1)については、開示できる資料はありません。 2)については、ご理解のとおりです。 3)については、支障が生じた要因がポンプの容量であると県企業庁が合理的に判断できる場合はご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
39	要求水準書	9	1	(4)	イ	(コ)		濃縮施設との整合性の確保	入札説明書（案）等に関する質問への回答（平成22年3月）「No71」にて、濃縮汚泥濃度の日常の測定方法・頻度等に関する質問に対して、「入札公告時に示す予定です」とありますが、今回の入札説明書等のどの書面とその何ページに記載されましたでしょうか。ご教示いただけすると幸いです。 もし、記載されてないのであれば、ご教授いただけますでしょうか。	閲覧資料の参考資料12 濃縮施設等の運転管理現況概要の各種計測等をご参照ください。
40	要求水準書	10	1	(4)	イ	(サ)		ケーキヤード	入札説明書（案）等に関する質問への回答（平成22年3月）（No. 74）にて「現時点では、担当部署からの指示はありません」との回答を頂いております。事業開始前の廃棄物処理施設設備受許可及び廃棄物処分業許可（中間処理）の取得に際し、当該施設に対し仮に担当部署からの指示が生じた場合、指示に従って発生する費用及び運営開始遅延による損害は県企業庁が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、担当部署からの指示ではありませんが、平成23年度に予定されている豊田浄水場の脱水設備等の増設に際しては、豊田市の条例に基づき、告示及び縦覧、説明会の開催等の手続きが必要となり、工事着手まで6か月程度かかるため、それを考慮した事業計画をたててください。なお、これらの手続きについては、すべて事業者にて対応してください。
41	要求水準書	10	1	(3)	イ	(サ)		ケーキヤードの整備	実施方針に関する質問への回答（平成21年12月）「No245」にて、「現存する資料（地質調査結果書）を開示予定」について質問がありました。現存地質調査結果書は現存しておりますでしょうか。現存しておりますなら資料を開示していただけますでしょうか。	追加の閲覧資料に付したとおりです。（参考資料3「安城浄水場排水処理施設外 調査測量設計業務委託 地質調査報告書」、参考資料4「豊橋浄水場 軟弱地盤地質調査工事 調査報告書」、参考資料5「豊川浄水場施設地質調査業務委託 調査報告書」、参考資料6「豊川浄水場ろ過池拡張調査設計業務委託 地質調査報告書」）
42	要求水準書	10	2	(2)				ケーキヤード等の整備	豊橋南部浄水場ケーキヤード棟工事期間中において、搬出した天日乾燥ケーキが工事の支障になる場合、浄水場内の別の場所にて借地保管させて頂くことは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書	10	2	(2)				ケーキヤード等の整備	有効利用の促進を図る為、ケーキヤード棟を事業者提案にて排気口、換気扇を設置・改良しても良いとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の責任で実施するのであれば構いません。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
44	要求水準書	11	1	(4)	ウ	(イ)		騒音	<p>現在、騒音に関して周辺住民からの苦情等は発生しておらず、かつ条例値以下を満足していると理解してもよろしいでしょうか。</p> <p>また、適正な維持管理を行っているにもかかわらず、既存設備からの騒音により周辺住宅より苦情があつた場合で遮音壁の増設等が必要となった場合、事業者の負担ではないと理解してもよろしいでしょうか。</p>	いずれもご理解のとおりです。ただし、事業者が本事業で新たに整備した設備等の騒音の場合は、その限りではありません。
45	要求水準書	12	1	(4)	エ	(ア)		改修計画	豊田浄水場排水処理棟の屋根にて、現場操作盤上部等へ雨漏りが発生しておりました。運転管理に事故を誘発する恐れがあり、適正な処置を施して頂き、事業施設を貸与して頂きますようお願い致します。	No.28への回答をご参照ください。
46	要求水準書	12	1	(4)	エ	(イ)		機能及び規格・基準	<p>No6同様、下記の事項につきまして、事業運営に支障をきたす恐れがありますため、引き渡し前に企業庁殿にて、処置済みにて引き渡しをお願いします。</p> <p>幸田浄水場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脱水機棟、ケーキヤード棟の鉄骨材のサビ</li> <li>・雨どい類の変形や不具合</li> <li>・屋外基礎の地中障害物</li> </ul>	これらについては、事業の実施に支障がないと考えられるため、現状での引き渡しとします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
47	要求水準書	12	1	(4)	エ	(イ)		機能及び規格・基準	No6同様、下記の事項につきまして、事業運営に支障をきたす恐れがありますため、引き渡し前に企業庁殿にて、処置済みにて引き渡しをお願いします。  安城浄水場 ・玄関ひさし、増築部分エキスパンションの漏水・劣化 ・屋上テレビアンテナ室内引き込みによる漏水 ・建設当初よりの柱部分の異物巻き、コンクリートコールドジョイント、仕上げモルタル下の隠れた劣化 ・窓下の室内漏水 ・ケーキヤード棟の鉄骨材のサビ ・シャッター建具のサビ	屋上テレビアンテナ室内引き込みによる漏水については、ケーブルを撤去し、止水措置を行ったうえ引き渡します。その他については、事業の実施に支障がないと考えられるため、現状での引き渡しとします。
48	要求水準書	12	1	(4)	エ	(イ)		機能及び規格・基準	No6同様、下記の事項につきまして、事業運営に支障をきたす恐れがありますため、引き渡し前に企業庁殿にて、処置済みにて引き渡しをお願いします。  豊川浄水場 ・脱水機棟の鉄骨材のサビ ・床スラブ下、鉄筋サビ ・乗り入れコンクリートのわれ ・脱水機棟周辺の沈下による腰壁～土間の隙間、水飲み場び倒れ	脱水機棟の鉄骨材のサビ、床スラブ下鉄筋サビ及び、乗り入れコンクリートのわれについては、可能な範囲内で県企業庁にて修繕しますが、事業開始後の対応になります。また、脱水機棟周辺の沈下による腰壁～土間の隙間、水飲み場の倒れについては、事業の実施に支障がないと考えられるため、現状での引き渡しとします。
49	要求水準書	12	1	(4)	エ	(イ)		機能及び規格・基準	No6同様、下記の事項につきまして、事業運営に支障をきたす恐れがありますため、引き渡し前に企業庁殿にて、処置済みにて引き渡しをお願いします。  豊橋浄水場 ・脱水機棟、地下クラック・漏水・柱クラック ・出入り口のガラスわれ、犬走りコンわれ ・柱ベースプレート・アンカーボルトのサビ・断面欠損  その他に、ケーキヤード棟のシャッターは稼動可能でしょうか(各建物共通)。	脱水機棟出入り口のガラスわれについては、引き渡しまで、県企業庁にて修繕します。また、犬走りコンわれについては、事業の実施に支障がないと考えられるため、現状での引き渡しとします。その他については、脱水機棟の改修の中で事業者にて対応をお願いします。  ケーキヤード棟のシャッターについては稼動可能な状態で引き渡します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
50	要求水準書	12	1	(4)	エ	(イ)		機能及び規格・基準	現地説明会時、豊橋浄水場においてプレズ接続部のボルトが一部欠落しておりました。県企業庁様より施設をお借りする為、県企業庁様にて建屋内でのボルト脱着状況調査・対処を施して頂けます様御願いします。	ボルト欠落部については、事業開始までに県企業庁にて修繕します。
51	要求水準書	12	1	(5)	ア			運営・維持管理業務に必要な改良	(ア)～(オ)の全改良項目の完了期日は、H22年3月29日公表の質問回答No.78にて、H23年3月末日までに完了の回答ありました。 しかしながら、事業者は平成23年2月の県企業庁殿との事業契約締結を持って、これ以降より製作に着手します。よって2月度以降の約1ヶ月間で手配、機器製作、現地施工（既設改造、機器設置）までを行うことは、現実的には困難が想定されることがご理解頂けると考えます。実際の事業契約日に応じ、浄水場及び改良項目によっては現実的な製作、施工期間からみて完了日を協議頂けるものとして頂きたく御願いします。	運営・維持管理業務に必要な改良の完了日は、事業契約締結の日等に応じて、協議に応じる考えです。
52	要求水準書	12	1	(5)	ア			運営・維持管理業務に必要な改良	ろ液濁度20度を超過させない為の事前工事を実施した場合、事業契約締結（2月）から運転開始までの2ヶ月弱では工期が到底間に合いません。事前準備時にろ布破断を適切に検知することが出来る装置を設置した場合に限り、ろ液濁度に関する対策設備は各浄水場1期工事にて実施させていただけませんでしょうか。	ご質問の工事の実施期間は、必要に応じ、協議に応じる考えです。ただし、要求水準書p.8 (ウ) d (b) のとおり、脱水ろ液の濁度に係わらず、ろ布が破損した場合は脱水機の運転を停止できるようにしてください。
53	要求水準書	14	1	(5)	イ	(ア)		運営・維持管理業務の引継ぎ	引継ぎ前時点（H23年3月末）において、既設機械・電気・土木建築設備で事業開始直後にも処置必要な劣化等が確認された場合、この修繕処置所掌または事業者にて修繕対応とした際の費用分担は県企業庁殿に帰責するものと理解して宜しいでしょうか。	処置が必要な劣化等は、事業者の指摘に基づき、事業者の立ち会いのもと県企業庁が確認し、県企業庁が処置すべきと合理的に判断できるものは、県企業庁にて、本事業とは別途処置する予定です。
54	要求水準書	14	1	(5)	イ	(ア)		運営・維持管理業務の引継ぎ	各浄水場の排水処理棟の近接に敷設されている使用済ろ布等については、県企業庁殿にて事業開始前に撤去していただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
55	要求水準書	14	1	(5)	イ	(イ)		濃縮槽汚泥等の引渡し	「ただし事業者の提案に基づき、ケーキヤード内に汚泥を残し代わりに濃縮槽内の汚泥量を減らすことも可能とする」とありますが、『事業者の提案』とは事業開始後、県企業庁殿との協議を行う際での提案との理解で宜しいでしょうか。事業提案書に記載すべき提案との理解でよろしいでしょうか。	「事業者の提案」とは事業開始後、県企業庁と事業者の協議を行う際での提案との理解で結構です。
56	要求水準書	14	1	(5)	イ	(イ)		引き渡し時の汚泥量	平成23年度増設予定の豊田浄水場に限り、ケーキヤード内の汚泥を空にし、かつ濃縮槽内の汚泥量も減らしてもらうことは可能でしょうか。	ケーキヤード内の汚泥を空にすると同時に、濃縮槽内の汚泥量を減らすことはできないと考えています。
57	要求水準書	16	2	(2)				ケーキヤード等の整備	平成23年度中はケーキヤードが設置されておりません。23年度中のヤード引渡しが完了するまでの間、ケーキを野積みにて事業者が管理することは、廃掃法上問題無いとの理解で宜しいでしょうか。	No. 42への回答をご参照ください。
58	要求水準書	16	2	(2)				ケーキヤード等の整備	既存ヤード内にて、ケーキの有価利用を促進する為に、運転管理の支障の無い範囲で事業者提案により新たな設備を設置しても良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、設置に係る費用と責任は全て事業者負担となります。
59	要求水準書	16	2	(2)				ケーキヤード等の整備	各浄水場にはトラックスケールがありませんが、これまで脱水ケーキの搬出量はどのように管理されているかご教授をお願い致します。	閲覧資料の参考資料12 濃縮施設等の運転管理現況概要の各種計測等をご参照ください。
60	要求水準書	16	2	(3)				耐震性能	入札説明書（案）等に関する質問への回答（平成22年3月）「No87」にて、 ・幸田浄水場の昭和63年 その3工事の建物改造分の構造計算書 ・豊橋浄水場 昭和52年の新築建物の構造計算書 ・5浄水場 ケーキヤード棟の構造計算書 に開示について質問がありましたが、これらの図書は現存しておりますでしょうか。 現存してありましたら資料を開示していただけますでしょうか。	幸田浄水場の昭和63年 その3工事の建物改造分の構造計算書と5浄水場ケーキヤード棟の構造計算書は現存しません。 豊橋浄水場 昭和52年の新築建物の構造計算書については、追加の閲覧資料に付したとあります。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
61	要求水準書	17	2	(4)				生活環境影響調査	本調査は脱水処理施設設置の各申請に関わり各場必要時期に調査計画を作成し、本調査の県殿監督部署に調査項目を確認の上、着手することが想定されます。最終的には調査項目は監督部署殿との協議、御了解により決定することで宜しいでしょうか。	県監督部署のほか、豊田市と豊橋市の監督部署との協議、了解により決定されることとなります。
62	要求水準書	17	2	(4)				生活環境影響調査	本脱水設備フローより、生活環境影響調査項目において「大気汚染」は不要と思料致しますが、本件につきましては監督部署と協議の上、最終的に決定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	要求水準書	18	2	(8)	ア			既設脱水設備の更新	22年3月の質問回答書No.89にて、「既設脱水設備の脱水機以外の補機については、事業者リスクで流用可能」と回答いただいているが、流用可否を判断する場合の耐用年数の考え方に関して、ご教示願います。また、事業者にて既設流用とした場合は、「脱水設備等は新品に限るものとする」の記述から除外されるものと考えてよろしいでしょうか。	流用可否の判断は、事業者提案によります。なお、事業者にて既設流用とした場合は、「脱水設備等は新品に限るものとする」の記述から除外されるとのご理解で結構です。
64	要求水準書	21	2	(8)	ウ	(ア)	c	下水への放流（接続）9	幸田浄水場、豊橋浄水場において事業者の責にてろ液排水を下水道へ接続しても良いとの理解でしょうか。	事業者の責と費用負担で実施可能であれば構いません。
65	要求水準書	24	3	(1)	エ	a		計測、管理項目	「③ろ液返送水濁度」とは、H21年12月22日公表の質問回答No.235に記す、脱水機のろ液濁度と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書	28	3	(3)	ア	(エ)		脱水機棟	「なお、脱水機棟の防火管理責任者は事業者の責任で配置すること。」とありますが、この「防火管理責任者」におきましては、所管の消防署の指導に添って配置すると理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書	29	3	(3)	ウ			脱水機棟維持管理業務	豊田浄水場排水処理棟において、隣接する既設棟との渡り廊下は事業者管理対象外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	要求水準書	29	3	(3)	ウ			脱水機棟維持管理業務	幸田浄水場排水処理棟において、隣接する濃縮槽との渡り廊下は事業者管理対象外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
69	要求水準書	30	3	(3)	ウ	(ウ)		脱水機等維持管理業務（その他）	実施方針等に関する質問への回答（平成21年12月）「No. 327」にて「入札説明等で示す予定です」、および入札説明書（案）等に関する質問への回答（平成22年3月）「No. 104」にて「入札公告時に示す予定です」とありますが、除塵スクリーン及びメッシュスクリーンの清掃頻度について、再度ご教示願います。	閲覧資料の参考資料12 濃縮施設等の運転管理現況概要の運転操作等の現況をご参照ください。
70	要求水準書	30	3	(3)	エ			植栽維持管理業務	本文中の「外溝及び植栽の維持管理対象範囲は、実施方針の閲覧資料、別図1～5に示すPFI事業者管理対象範囲内とする。」とありますが、対象範囲内の樹木名・本数をご教示願います。	PFI事業者管理対象範囲内の樹木は全て対象となります。樹木名と本数は、入札説明書p. 11キの現地調査において確認してください。
71	要求水準書	31	3	(4)				警備	警備を遂行するにあたり、警備業務計画書を年に1度作成しなければなりませんので、企業庁が想定している警備の具体的な内容をご教示ください。また、ここでいう警備と防犯の違いをご教授ください。	警備業務のなかに、防犯が含まれているとご理解ください。業務内容は、要求水準書p. 32のウ防犯、緊急対応業務の（ア）のとおりです。
72	要求水準書	32	3	(6)				運転支援業務	濃縮施設の運転支援業務において、支援業務を円滑に実施するため、事業者の責任において機器、装置等を追加設置することも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業期間中に、県企業庁が速やかな撤去・復旧を指示する場合もあります。
73	要求水準書	32	3	(6)				運転支援業務	濃縮施設の運転支援業務におきまして、「運転支援業務を事業者が運転支援業務を事業者が自らの裁量で主導的に支援すること」とありますが、本業が多忙を極め、一定期間対応できなくなってしまった場合について、事業者に対してペナルティ等はありますでしょうか。	運転支援業務は必須であるため、一定期間対応できない場合はペナルティの対象となります。ただし、緊急時等において、対応することが困難と県企業庁が判断できる場合は、ペナルティの対象とはなりません。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
74	要求水準書	36	5	(2)	ア	(ア)	b	脱水ケーキの再生利用業務	1) 本単価は、現在の物価も考えますと価格市場とかなり解離が生じております。このため、「運搬あり売却先」への売却単価は事業者提案書とさせていただきます様お願い致します。 2) 事業者提案単価にて、県指定の引取業者との単価交渉・調整は県企業庁様にてお願い致します。	1) は原案のとおりとします。 2) も原案のとおりとしますが、県指定の取引業者等との単価交渉・調整は、事業者の要請に基づき、可能な限り支援する予定です。 なお、天日乾燥床のケーキの売却単価は、実施方針p.49図表8-1のとおりですが、脱水ケーキの再生利用業務開始時の単価についても、平成23年4月までに見直しすることが可能です。実施方針p.52 (3) を修正するとともに、同様の規定を事業契約書(案)に追記します。
75	要求水準書	36	5	(2)	ア	(ア)	b	脱水ケーキの再生利用業務	単価は価格市場とかなり解離が生じており、事業者には大きなリスク負担が生じることから「運搬あり売却先」は削除頂けます様お願い致します。	原案のとおりとします。
76	要求水準書	36	5	(2)	ア	(ア)	b	脱水ケーキの再生利用業務	1) 入札説明書(案)等に関する質問への回答(平成22年3月)「No113」の天日乾燥床ケーキの取扱(No113~115)にて、「落札者に対し、事業契約締結手続きにおいて、開示する予定です」とあります。現在見積もって算出している運搬あり売却先への費用が100円/m <sup>3</sup> (~15km以内の場合)を上回っており、県企業庁が算出された考え方を参考にしたいと考えておりますので、このたびの回答にてご教授願えますでしょうか。 2) 参考とさせていた考え方にて事業者側で見積もった費用が100円/m <sup>3</sup> を超えてしまって、運搬あり売却先へ販売できなくなることが発生するかもしれません。 その場合は非有価として扱わなければならなくなってしまい、県企業庁の指定売却先への販売ができなくなってしまいます。このようなケースでは要求水準は未達とは判断されないと理解でよろしいでしょうか。	1)については、落札者に対し、事業契約締結手続きにおいて、開示する予定です。2)については、要求水準未達と判断されます。ただし、1)で県企業庁が開示した資料や燃料の高騰等に基づき、売却単価の見直しが合理的に必要と判断される場合は、No.74の質問への回答のとおり、脱水ケーキの再生利用業務の開始までに、単価の見直しを行うことが可能です。改定を行った場合は、改定後の単価が適用されるため、実施方針p.49図表8-1の単価で販売できなくとも、要求水準の未達とは判断されません。 なお、平成22年9月1日の入札価格については、県企業庁が指定する売却先には、実施方針p.49図表8-1の単価で全量が売却できるものとして、算定してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
77	要求水準書	37	5	(2)	ア	(ア)	b	脱水ケーキの有価利用の実績	<p>費用を算出するにあたり天日乾燥床脱水ケーキ「運搬あり」の売却先は、現在、運搬の頻度はどの程度かを御教示頂けませんでしょうか。</p> <p>例：(○回／日) ×△日、1回あたり○m<sup>3</sup>程度。現在のケーキ運搬は現地説明会時にありましたダンプにて行っているとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>最新の実績は次のとおりです。なお、ケーキ運搬は、現地説明会時にあったダンプでも行っています。</p> <p>■豊橋南部浄水場</p> <p>○第1回目 運搬日：7月15日～7月31日、運搬量：240m<sup>3</sup>、1日あたり運搬回数：6回、1日あたり運搬量：48m<sup>3</sup>、延べ運搬日数：5日</p> <p>○第2回目 運搬日：11月10日～11月25日、運搬量：216m<sup>3</sup>、1日あたり運搬回数：6回、1日あたり運搬量：48m<sup>3</sup>、延べ運搬日数：5日</p> <p>○第3回目 運搬日：3月15日～3月31日、運搬量：298m<sup>3</sup>、1日あたり運搬回数：6回、1日あたり運搬量：48m<sup>3</sup>、延べ運搬日数：7日</p> <p>■蒲郡浄水場（工水） 運搬日：12月16日～12月18日、運搬量：36m<sup>3</sup>、1日あたり運搬回数：3回、1日あたり運搬量：12m<sup>3</sup>、延べ運搬日数：3日</p>
78	要求水準書	37	5	(2)	※				「有価利用形態とは、事業者が売却先に対して脱水ケーキを売却するために要した費用・・・が脱水ケーキの売却費用を上回らない形態をいう」とありますが、ここでいう「売却するために要した費用」とは、このPFI事業において具体的にどの費用を想定されていらっしゃいますでしょうか。	車両への脱水ケーキの積み込みに係る費用、脱水ケーキの運搬に係る費用、売却先での脱水ケーキの積み降ろし等に係る費用を想定しています。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
79	要求水準書	38	5	(2)	ウ			天日乾燥床ケーキの計量	「天日乾燥床から排出した脱水ケーキの重量は・・・」について、 1) 豊橋南部浄水場では、「本事業で設置したトラックスケールで」とあります。H23年度中はトラックスケールを設置工事期間であるためトラックスケールでの計測ができません。この期間は現状の計量方法にて計測を行って構わないとの理解でよろしいでしょうか。 2) また、このため現状の豊橋南部で行われている方法を具体的にご教授下さい。	1) についてはご理解のとおりですが、トラックスケールは、平成23年度に速やかに整備してください。 2) については、現在は重量の測定は行っておりません。天日乾燥床の面積や土厚、砂厚等をもとに、土量を実測しています。
80	要求水準書	38	5	(2)	ウ			天日乾燥床ケーキの計量	「天日乾燥床から排出した脱水ケーキの重量は・・・天日乾燥床から排出した時点に事業者が計測すること」について、蒲郡浄水場（工水）では、現地見学会にて『天日乾燥床ケーキをかき集めた際に、一旦天日乾燥床内に野積みしている』とお聞きしましたが、この時点ではまだ天日乾燥床から排出していないとの理解でよろしいでしょうか。 2) 天日乾燥床からの排出した時点とは、県企業庁指定の売却先が引き取りに来た時点（または、運搬あり売却先へ運搬のため排出する時点）との理解でよろしいでしょうか。	1) 、2) ともご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
81	要求水準書	39	5	(2)	ウ	(ウ)	a	有価利用料の確認方法	<p>1) 「事業者は脱水ケーキの売却相手方より「有価利用状況を証明するに足りる書類（買取証明書）」の発行を受けるものとする」とありますが、この買取証明書等について、天日乾燥床のケーキを販売している指定売却先全てが現在も発行していると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>2) もしそうでなければ、県企業庁から事業を開始するにあたり指定売却先へ買取証明書等を発行していただけるようご依頼いただけだと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>3) また、指定販売先からの支払いについて、現在どのように行われているか。①支払方法（現金、振込み、etc...）と②支払時期（引き渡し時、月末、etc...）を具体的にご教授下さい。</p>	<p>1) については、全ての売却先では発行していません。</p> <p>2) については、買取証明書を現在発行していない指定売却先は、事業者が買い取りの事実が明確になる書類等を作成し、それにサインをもらう等により、証明してください。</p> <p>3) については、次のとおりです。</p> <p>■ 豊橋南部浄水場 支払方法：現金払い 支払時期：脱水ケーキの引き渡し時</p> <p>■ 蒲郡（工水） 支払方法：現金振り込み 支払時期：前払い</p>
82	要求水準書	39	5	(2)	オ			産業廃棄物処理業の許可	「入札説明書（案）等に関する質問への回答」（No. 118）にて質疑を行っておりましたが、「既存ケーヤード保管施設は、廃掃法に準拠・満足した構造で現状問題ありません」とされておりますが、各浄水場所管の廃棄物関連部署のご理解を得られているとの理解でよろしいでしょうか。所管より対処の指示があつた場合の遅延リスク、改造費用は県企業庁殿にて負担して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。
83	要求水準書添付資料	36						別紙8 既設脱水設備機器リスト 幸田浄水場	<p>No. 1打込ポンプ（一軸ネジ式ポンプ）について、下記の内容をご教授願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 運転する時の条件 (No2・3打込ポンプとの関係)</li> <li>• オーバーホールの周期（実績）</li> <li>• ローター・ステーターの交換周期（実績）</li> </ul>	No. 1 脱水機の専用機ですが、現在はNo. 2 打込ポンプをNo. 1 脱水機と連動させており、No. 1 打込ポンプはほとんど運転していません。また、オーバーホールの周期（実績）及びローター・ステーターの交換周期（実績）は概ね4年に1回です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
84	要求水準書 添付資料 別紙8							機器撤去	「既設脱水設備機器リスト」で更新年度欄に撤去可能と記載された機器は、事業者判断によつては、「撤去のみ」または「撤去更新」または「残置」のいずれかを選択できると考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。ただし、いずれの場合でも、事業終了時までに撤去してください。
85	要求水準書 (添付資料)	42						別紙8 豊橋浄水場 機器リスト	更新年度について、1号脱水機は「2012年度更新」となつておりますが、1号脱水機を稼動させるための補機類の更新が「2013年度」となつております。(1号汚泥圧入ポンプ、1号ろ布洗浄ポンプ、1号圧力水ポンプ) 主機(脱水機)と、補機(ポンプ類)の更新年度をずらしている理由をご教示願います。 (脱水機更新時、容量検討し、ろ過面積等の仕様を変更した場合、補機類の容量不足が生じる可能性があります)	1号脱水機を稼動させるための補機類の更新時期は、2012年度に修正します。なお、各号の脱水機の共通機器(コンベヤ、タンク等)については、更新時期を2ヵ年とし、その間での具体的な実施時期は事業者の提案に委ねます。
86	要求水準書 (添付資料)	42 43						別紙8 豊橋浄水場 機器リスト	2号脱水機の更新年度は「2013年度」となつておりますが、脱水機のろ板を閉開板させるための2号油圧ユニット更新は「2012年度」とされております。 本来なら、脱水機と付随する油圧ユニットは同時更新が妥当と考えますが、更新年度をずらしている理由をご教示願います。	2号油圧ユニットの更新時期は、2013年度に修正します。
87	要求水準書 添付資料	51						別紙9 既設排水 処理設備 修繕履歴 安城浄水場	汚泥打込ボンプ(No.4, 5, 6, 7)の修繕履歴において、オーバーホールと記載されておりますが、オーバーホール時に、ローター・ステーাの交換を実施されているでしょうか。オーバーホールの内容をご教授願います。	消耗の都度交換しているため、交換周期は決まっていませんが、概ね2年から4年の周期で交換を実施しています。
88	事業契約書 (案)	前文	4	(2)				運営・維持管理業務に係る対価	「愛知県は、上記金額の合計額から、電気料金、下水道使用料、水道資料料及び脱水ケーキの購入費を控除した額」とありますが <u>水道使用料</u> との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。水道使用料に訂正します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
89	事業契約書 (案)	3	1	(44)				用語の定義	「設計・建設業務」とは、～豊橋南部浄水場における脱水処理施設等の <u>更新</u> ～とありますが <u>新設</u> との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。新設に訂正します。
90	事業契約書 (案)	7	2		9条	3		許認可、届出等	事業期間中の脱水機の増設・更新等に伴い、事業者にて「廃棄物処理施設変更許可」を取得するとの理解でよろしいでしょうか。 上記のとおりであれば、以下の事項を追記いただけないでしょうか。「廃棄物処理施設借受許可・廃棄物処分業許可（中間処理）及び廃棄物処理施設変更許可を取得するものとする。」	ご理解のとおりです。第3項の後段は、「廃棄物処理施設借受許可・廃棄物処分業許可（中間処理）及び廃棄物処理施設変更許可を取得するものとする。」に修正します。
91	事業契約書 (案)	7	2		11条	2		本件工事のための作業用地の貸付	入札説明書（案）等に関する質問への回答（平成22年3月）「No141」の「作業用地を有償貸与する場合は・・・」に関して、入札説明書で該当箇所の修正により「別紙19に記載」とありますが、別紙19が添付されていないようですので、別紙19を開示していただきますようお願い致します。	事業契約書（案）に別紙19を追記します。
92	事業契約書 (案)	7	2		第11条	第2項		土地の使用許可	別紙19のご提示をお願いします。	No. 91への回答をご参照ください。
93	事業契約書 (案)	8	3		14条	3		設計の変更	1) 第2項第2文では「協議は行ったものの、当該事項について協議がまとまらない場合には、県企業庁が当該事項を決定し事業者はこれに従うものとする。」とされておりますが、ここでいう協議は関係者協議会を意味すると理解してよろしいでしょうか。 2) もしそうでない場合は、事業者にとっては、不本意な内容の決定の場合であってもこれに従い、かつ同条第1項、かつ同条第2項に基づく費用・損害負担をすることは、予測できない過大な負担となります。そのため、同項第2文は、「・・・県企業庁が当該事項を合理的な範囲で決定し事業者はこれに従うものとする」としていただきますようお願い致します。	1) については、関係者協議会を意味するものではありません。 2) については、第3項第2文を「・・・県企業庁が当該事項を合理的な範囲で決定し事業者はこれに従うものとする。」に修正します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
94	事業契約書 (案)	14	4	4	29条	8		研修完了証	「研修完了証」とは、事業者が行う必要な研修の結果の報告書、という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。運転研修等の報告書を想定しています。
95	事業契約書 (案)	15	4	4	31条	(4)		仕様書の内容	「運営・維持管理業務仕様書」とありますが、どのような内容を記載をすればよろしいのでしょうか。	日常の運営・維持管理業務の実施方法を記載してください。
96	事業契約書 (案)	15	4	4	32条			新脱水処理施設等の引渡	平成22年度に実施する「事業開始に向けた準備」の設備・機器類に関する「目的物引渡し」は平成22年度に行うとの理解でよろしいでしょうか。	目的物引き渡しは、平成23年度に行ってください。
97	事業契約書 (案)	18	6	1	40条	2		運営・維持管理業務に係る対価必要な許認可取得及びこれに伴う検査の完了	入札説明書(案)等に関する質問への回答(平成22年3月)「No179」にて、許可取得が出来なかつた場合のリスク分担や相互のペナルティ等具体的内容について「不可抗力によることとし、第46条第2項に基づきリスクを分担することを考えています。詳細は入札説明書等で示す予定です。」とありますが、入札説明書等のどの書面とその何ページに示されたかご教示願います。	第40条第2項第3文を次のとおり修正します。「当該期日までに当該許可が取得できない場合の対応は、県企業庁と事業者が協議の上決定するものとし、運営開始の遅延に伴い事業者において生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち、第76条の定めるところの負担割合により算出される額を、県企業庁及び事業者が負担するものとする。」
98	事業契約書 (案)	18	6	1	41条	3		仕様書の内容	「年間運営・維持管理業務仕様書」とありますが、どのような内容を記載をすればよろしいのでしょうか。	年間の運営・維持管理業務の実施計画を記載してください。
99	事業契約書 (案)	18	6	1	41条			運営・維持管理業務仕様書の提出	入札説明書(案)等に関する質問への回答(平成22年3月)「No182」にて、「出来る限り早期に提供します」とありますが、こちらについて、いつ頃までに開示して頂けますでしょうか。	落札者決定後、事業契約締結までのあいだで、可能な限り早期に提供する予定です。
100	事業契約書 (案)	20	6	1	第46条	1		運営開始の遅延による費用等の負担	「また、県企業庁は、事業者に対する当該遅延損害金支払債権、～決裁することができる」とありますが、ここでいうサービス購入料支払債権とは、脱水処理施設等の運営・維持管理業務に係る対価との理解でよろしいでしょうか。	運営・維持管理業務に係る対価のほか、設計・建設業務に係る対価も相殺の対象となります。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
101	事業契約書 (案)	20	6	1	第46条	2		運営開始の遅延による費用等の負担	県企業庁の帰すべき理由により運営開始が遅延した場合、損害及び費用を負担するとありますが、発生する金融費用（金利のブレークファンディングコスト等）も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	事業契約書 (案)	21	6	2	49条	4		「完工事提出図書」への反映	「必要に応じて……」とありますが、新たな機器の設置等、納入時と比べて大きな変更があった場合、という認識でよろしいでしょうか。	内容によらず、図書の修正が必要となった場合とご理解ください。
103	事業契約書 (案)	21	6	2	50条	1		汚泥の引き抜き	事業者の管理対象施設外のポンプ等、機器の故障により脱水機が運転できなくなった場合、その責は県企業庁殿という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	事業契約書 (案)	23	6	2	54条			汚泥濃度引取	5浄水場以外の県営浄水場で発生した汚泥の脱水処理を5浄水場において脱水処理業務について記載されておりますが、要求水準書（p25）に記載されている「5浄水場の濃縮汚泥を県企業庁が認める場合に限り、自らの責任で当該浄水場以外の県営浄水場へ運搬することを認める」を契約書にも記載して頂けますでしょうか。	追記します。
105	事業契約書 (案)	25	6	4	58条	(2)		脱水処理施設等の性能の確認	確認の内容はどのようなことをお考えなのでしょうか。	目視等を想定しています。
106	事業契約書 (案)	26	6	4	59条	2		天日乾燥床の脱水ケーキ重量	蒲郡浄水場の天日乾燥床から排出する脱水ケーキの重量の計測方法についてご教授願います。	要求水準書p.38ウ（イ）のとおり、計量証明が可能な方法で計測してください。
107	事業契約書 (案)	29	7	3	第66条	2		事業者の債務不履行による契約終了	違約金相当額が100分の20であり、他PFI案件と比較して事業者の負担が大きく、本件に対する参加意欲に影響すると考えます。他PFI案件を勘案して、違約金を100分の10に変更できないでしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
108	事業契約書 (案)	31	6	4	67条	2	(C)	事業用地	「入札説明書（案）等に関する質問への回答」 (No. 219) にても質疑を行っておりますが、「県企業 庁は事業者に対し豊田浄水場における事業用地及び6 浄水場における」は削除頂けるとの理解で宜しいで しょうか。	「豊田浄水場における事業用地及び」は削除し ます。
109	事業契約書 (案)	31	7	4	第67条	2	(2)	県企業庁による任 意解除	「県企業庁は、既履行済みの～事業者が被った合理的 な範囲の損害額を事業者に支払った上で～」とありま すが、金融機関に発生するブレークファンディングコ スト等合理的な範囲での金融費用も含まれるとの理解 でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	事業契約書 (案)	33	8		73条	3		法令等変更による 契約の終了	「豊田浄水場における事業用地及び」の記載がありま すが、第67条同様削除頂けるとの理解でよろしいで しょうか。	「豊田浄水場における事業用地及び」は削除し ます。
111	事業契約書 (案)	35			79条	3		関係者協議会	関係者協議会を開催するにあたっての費用を計上する にあたり、年間どの程度の頻度（回数）を想定されて おられますでしょうか。	年1回程度を想定しています。
112	事業契約書 (案)	38			91条			解釈	本契約に規定のないものや、矛盾や齟齬が生じた場合 いに入札説明書等に基づき解釈されると理解しておりますが、ここでいう入札説明書等とは、  ・平成22年5月公表の入札説明書等 ・平成22年5月変更の実施方針 ・平成22年3月公表の入札説明書（案）等に関する質 問への回答 ・平成22年2月公表の入札説明書（案）等 ・平成22年2月変更の実施方針 ・平成21年12月公表の実施方針に関する質問への回答 ・平成21年11月公表の実施方針等  等書面の全てをいうと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
113	事業契約書 (案)	41	別紙 1					事業日程（豊橋浄水場）	平成23年度豊橋南部浄水場ケーヤード整備に伴う「引渡し・所有権」の日程が不明の為、事業日程に追記して頂けます様御願いします。	図表1-6 事業日程（豊橋南部浄水場）に追記します。
114	事業契約書 (案)	41	別紙 1					事業日程（豊橋南部浄水場）	ケーヤード整備に伴う「引渡し・所有権」が不明の為、事業日程に追記して頂けます様御願いします。	No. 113への回答をご参照ください。
115	事業契約書 (案)	42	別紙 2	1				業務概要	要求水準書(p12)で記載されている「(5)事業開始に向けた準備」は設計建設業務に含まれ、業務量として大きいことから、業務概要に位置付けが分かる様、明記して頂けます様おねがいします。	「事業開始に向けた準備」は、設計・建設業務に含まれるよう、入札説明書等を修正します。
116	事業契約書 (案)	45	別紙 9					事業者が付保する保険	1) 事業者が付保する保険の中の、設計・建設では「建設工事保険」と「第三者賠償保険」を付保することとありますが、開業業務等に含まれる「排水処理施設等の運営・維持管理業務に必要な改良」はここでいう「設計・建設」には含まれないと理解でよろしいでしょうか。 2) この場合、「排水処理施設等の運営・維持管理業務に必要な改良」については「建設工事保険」と「第三者賠償保険」は付保する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	1) については、No. 115への回答をご参照ください。 2) については、「排水処理施設等の運営・維持管理業務に必要な改良」についても、「建設工事保険」と「第三者賠償保険」を付保する必要があります。
117	事業契約書 (案)	46 47	2 (4) 3 (4) 4 (5)					機器履歴台帳	本台帳の記載内容は、どのようなものをお考えなのでしょうか。	機器の修繕・補修履歴、(点検履歴)等の機器に関する維持管理の履歴を明示可能の内容を想定しています。
118	事業契約書 (案)	47						教育訓練実施報告書	本報告書とは、第29条8項に記される「研修完了証」と同じものという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	事業契約書 (案)	48	別紙 6					不可抗力に伴う費用負担	運営・維持管理業務にかかるものの事業者負担部分において、当該事業年度の運営・維持管理業務にかかる対価とは、変動費を含まない固定費のみとの理解でよろしいでしょうか。	変動費も含みます。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
120	事業契約書 (案) 別紙9	51	1					サービス購入料の内容	図表9－1について、「設計・建設業務に係る対価」の小分類に「開業費」の記載がありますが、SPCの創業費及び開業関連費は、平成23年度に実施される豊田浄水場及び豊橋南部浄水場の「設計・建設業務に係る対価」に全額を含めてよろしいでしょうか。	開業費については、豊田浄水場及び豊橋南部浄水場の設計・建設業務に係る対価とは別に、平成23年度に一括して支払います。入札説明書等を修正します。
121	事業契約書 別紙9	50	2	(1)				一時支払金	入札説明書(案)に関する質問への回答のNo.233及び234において「開業業務等の支払時期及び支払対象について入札説明書にて示します」との回答がありますが、様式集を含め該当する記載が見あたりません。ご教示ください。	No.120への回答をご参照ください。
122	事業契約書 (案)	51	別紙 9	2	(1)			一時支払金	設計・建設業務の開業業務等においては、平成22年度末に完工、所有権を企業庁へ移転と考えますが、支払は23年度当初(事業者からの請求後40日以内)との理解で宜しいでしょうか。	No.120への回答をご参照ください。
123	事業契約書 (案)	52	別紙 9	2	(1)			一時支払金	平成22年度に実施する「事業開始に向けた準備」に係る工事費用の対価の支払い時期、支払い方法(一時金、割賦)について教示下さい。	平成23年度に一括して支払います。入札説明書等を修正します。
124	事業契約書 (案)	53	2	(2)	イ			支払時期及び支払額	表の中の豊田浄水場の平成23年度工事分は更新ではなく、増設ではないでしょうか	増設に修正します。
125	事業契約書 (案)	53	2	(2)	イ			支払時期及び支払額	各浄水場の割賦支払金の支払回数の合計は、豊田浄水場76回、幸田浄水場64回、豊橋浄水場(平成24年度工事分)72回、豊橋浄水場(平成25年度工事分)68回という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	事業契約書 別紙9	54	2	(2)	ウ	(ウ)		金純金利 豊橋浄水場	基準日は「平成26年4月1日の2銀行営業日前」ではなく「平成25年4月1日の2銀行営業日前」の誤りではないでしょうか。	「平成26年4月1日の2銀行営業日前」は「平成25年4月1日の2銀行営業日前」に訂正します。
127	事業契約書 (案)	54	2	(2)	ウ	(ウ)		基準金利	豊橋浄水場(平成24年度工事分)で、「基準金利を決定する基準日は、平成26年4月1日の2銀行営業日前とする。」とありますが、平成25年4月1日の2銀行営業日前ではないでしょうか。	No.126への回答をご参照ください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
128	事業契約書 (案) 別紙9	54	2	(2)	ウ	(ウ)		基準金利	豊橋浄水場（平成24年工事分）について、基準金利を決定する基準日は「平成26年4月1日の2銀行営業日前」との記載がありますが、「平成25年」の誤りと理解してよろしいでしょうか。	No. 126への回答をご参照ください。
129	事業契約書 (案)	54	別紙 9	2	(2)	ウ	(ウ)	基準金利	豊橋浄水場（平成24年度工事分）での基準金利を決定する基準日は、平成26年4月1日ではなく、平成25年4月1日との理解で宜しいでしょうか。	No. 126への回答をご参照ください。
130	事業契約書 (案)	54	2	(2)	エ			支払時期及び支払手手続き	【算定式】1回あたりの割賦支払金=当該事業年度における割賦支払金合計額×(1/4)とありますが、図表9-3の支払額に記載されている定義で計算された1回あたりの割賦支払金の額と違いはあるのでしょうか。	違いはありません。
131	事業契約書 (案) 別紙9	54	2	(2)	エ			割賦支払金の支払い手続き	「県企業庁による四半期報告書の確認」とありますが、確認期間（日数）はどの程度を想定されているかご教示下さい。（事業者による四半期報告書の提出から何日程度で、県企業庁から事業者宛てに「確認済み」等の通知をいただけるのでしょうか。）	事業者による四半期報告書の提出から14日程度を予定しています。
132	事業契約書 (案)	58	別紙 10	1				割賦支払金の改定	「基準金利の見直しは、改定の基準日である〔〕年4月1日の2銀行営業日前に行うものとする。」とありますが、基準金利の見直しは平成33年4月1日の2銀行営業日前という考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。〔〕年は平成33年に修正します。
133	事業契約書 (案)	58	別紙 10	2				設計・建設業務に係る対価の改定	平成23年～26年度工事までに對価の改定を想定されている浄水場はありますでしょうか。	現時点ではありません。
134	事業契約書 別紙10	58	2					浄水場における設計・建設業務に係る対価の改定	「A PH21」「C G P I H20」とありますが、解説部分に平成21年又は平成20年に関する記載がありません。右下の「H20」や「H21」は何を意味するのでしょうか。	「A PH21」は「A PH26」に、「C G P I H20」は「C G P I 25」に修正するとともに、p58の規定は、幸田浄水場（平成26年度工事）に係るものであることを追記します。
135	事業契約書 別紙10	59	4					脱水処理施設等の運営・維持管理業務に係る対価の改定	対価の改定の決定は、毎年度何月頃行われる予定でしょうか。	7月頃に行う予定です。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
136	事業契約書 別紙10	61	5	(2)				改定対象とする価格指數	p61の(2)の表下の※印に、「価格指数の詳細については両者協議の上、別途定める」と記載されていますが、本表にはありません。その理由についてご教示ください。	p59の(2)の表にも、「価格指数の詳細については両者協議の上、別途定める」を追記します。
137	事業契約書 別紙10	61	5	(2)				改定対象とする価格指數	採用する価格指数の詳細は、なぜ協議により定めることとするのでしょうか。ご教示ください。	県企業庁と落札者が協議のうえ、適切な指数を決定する必要があると考えられるためです。
138	事業契約書 (案)	61	別紙 10	5	(2)			改定対象とする価格指數	「※採用する価格指数の詳細は、県企業庁と事業者の協議の上、別途定める。」とありますが、協議は事業開始前との理解でよろしいでしょうか。指数項目の変更条件はありますでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は現時点ではありません。
139	事業契約書 (案)	75	別紙 13	1	(4)			支払対価の計算方法	図表13-1 X年の支払対価の考え方として、事業者提案を越えた有価利用分（ $\alpha$ とします）も県企業庁へ支払う有価利用分との理解で宜しいでしょうか。【 $C = A \times -B - (B + \alpha) \times \text{有価利用分の購入単価}$ 】図表13-2、13-3も同様の考え方で宜しいでしょうか。	X年度における事業者提案を越えた有価利用分（以下「 $\alpha$ 」という。）は、非有価利用がなされたものとして、県企業庁が対価を支払います。よって、図表13-1の場合は、X年度の支払対価（円）は、原案のとおり、「 $C (Ax-B) - B \times \text{有価利用分の購入単価}$ 」となり、「 $(Ax-B)$ 」で得た値に $\alpha$ も含まれることとなります。
140	事業契約書 (案)	75	別紙 13	1	(4)			支払対価の計算方法	図表13-1のY年における考え方について、B - 有価利用 = 有価利用可能量内における非有価利用分は県企業庁へ有価利用分の対価を支払っていることから、ケーキ所有権は事業者にあり、マニュフェストの発行は事業者にて行うとの理解でよろしいでしょうか。図表13-2、13-3も同様の考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
141	事業契約書 別紙13	76	2					図13-2及び13-3 (天日乾燥床)	発生汚泥は年間まとめて販売を行う訳ではなく、発生量に応じた販売を行う為、県企業庁指定の有価利用分を優先販売しても販売先の需要状況によって全量を販売できるとは限らないと考えます。そのような場合、その他有価利用先へ販売するだけではなく、非有価利用を行う必要が生じます。従って「発生汚泥量が県企業庁指定の有価利用量を上回るものの、有価利用が県企業庁指定の量に達成しないケース」が想定されます。このケースは、図13-2及び13-3で整理されている2つの考え方のいずれも該当しないと考えます。どのように取り扱われるのでしょうかご教示ください。	県企業庁指定の有価利用可能量は、年間の量をまとめて指定するのではなく、実際の販売実績をもとに設定されます。よって、「発生汚泥量が県企業庁指定の有価利用量を上回るもの、有価利用が県企業庁指定の量に達成しないケース」は発生しません。
142	事業契約書 別紙13	77-78	2	(4)				脱水ケーキの再生利用業務に係る対価の支払方法	本節で記載されている支払方法は、「5浄水場」に係る支払方法のみと考えます。「天日乾燥床」の場合の支払方法についてご教示願います。	天日乾燥床の場合の支払方法についても、事業契約書（案）に追記します。
143	事業契約書 別紙13	78	2	(4)				脱水ケーキの再生利用業務に係る対価の支払方法（図13-4）	「C：2（2）に定める脱水ケーキ処理単価」は、「2（3）に定める…」の誤りではないでしょうか。	「2（3）に定める…」に訂正します。
144	事業契約書 別紙13	78	2	(4)				脱水ケーキの再生利用業務に係る対価の支払方法	第3四半期までの支払いと、結果的に年間の支払われる対価が超過していた場合、どのように精算を行うのでしょうか。	第3四半期までの支払いと、結果的に年間の支払われる対価が超過していた場合でも、第4四半期における脱水ケーキの再生利用業務に係る支払時に精算します。
145	事業契約書 (案)	79	別紙 13	3	(2)			非有価による脱水ケーキ処理単価の改定	非有価処理単価の改定価格の正当性を証する書類（愛知、岐阜、三重の県営浄水場）とされておりますが、費用処理の変動を証する書類収集に際し、他見県営浄水場殿より民間事業者にて開示が困難な場合、書類の開示を御協力頂けますでしょうか。	可能な範囲で協力します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
146	事業契約書 (案)	79	別紙 1 3	4	(1)			脱水ケーキの排出 事業者	排出事業者は県企業庁とありますが、脱水ケーキの搬出を他業者へ委託し搬出する場合は、契約の斡旋は可能でしょうか。もしくは、SPCにて収集運搬業の許可を取得し再委託することは可能でしょうか。 なお、前回質問回答(H22.3) No.120にて「脱水ケーキを浄水場外に搬出する場合は、収集運搬業の許可も必要」とあります。	契約の斡旋は不可です。SPCが収集運搬業の許可を取得し、脱水ケーキの排出を第三者が実施することは可能です。
147	事業契約書 (案)	80	別紙 13	4	(2)	イ		天日乾燥床での確 認方法	豊橋南部浄水場トラックスケールは平成23年度中設置予定であります。トラックスケールを設置するまでは、計測は現在行っている計測方法と同様の方法でも宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、トラックスケールは速やかに設置してください。
148	事業契約書 (案)	80	別紙 13	4	(2)	イ		天日乾燥床での確 認方法	豊橋南部のケーキ所有権の移転箇所はトラックスケールにて計測した時点との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	事業契約書 (案)	80	別紙 13	4	(2)			天日乾燥床での確 認方法	現在行われている豊橋南部、蒲郡浄水場天日乾燥床脱水ケーキの計測方法（含水率、重量、比重）、測定頻度及び保管料の確認方法を御教示下さい。	汚泥容積は実測により算出していますが、その他の項目については測定していません。
150	様式集	21						様式5－2 事業提案書(1／ 2)(イ)設計・ 建設業務提案書	「様式7－9建設工事提案書」の枚数制限として2頁以内とありますが、指定様式には(1／2)と(2／2)があります。本項目の枚数制限は、各2頁以内(合計4頁以内)との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	様式集	22						様式5－2 事業提案書(2／ 2)(エ)脱水 ケーキの再生利用 業務提案書	「様式8－11日常点検・保守、定期点検計画」は枚数制限がありませんが、提案事項を記載する自由様式を1枚以内とし、別途様式8－11－1を作成するとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式8-11の枚数は1頁以内とし、様式8-11-1は別途作成となります。
153	様式集	22						様式8-11	枚数制限はあるでしょうか。	No.151への回答をご参照ください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
152	様式集	22						様式 5－2 事業提案書（2／2）（ウ）脱水処理施設等の運営・維持管理業務提案書	「様式 9－4 脱水ケーキの有価利用計画」の枚数制限として 2 頁以内とありますが、指定様式には（1／2）と（2／2）があります。本項目の枚数制限は、各 2 頁以内（合計 4 頁以内）との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	様式集	様式 6－4 等						事業年度	SPC の設立は平成22年度（平成23年2月の事業契約締結前まで）になり、SPC の創業費や開業関連費が発生することから、「平成22年度」の欄を追加してよろしいでしょうか。	追加して構いませんが、支払いは平成23年度に行います。
155	様式集	26	様式 6-4					設計・建設工事費用内訳書	「増設・更新した脱水機等の県企業庁への引渡し費用」とは「廃棄物処理施設変更許可」に関する費用等との理解で宜しいでしょうか。想定されている費用項目をお示し下さい。	廃棄物処理施設変更許可に関する費用等は、建設工事費に含めることとします。「増設・更新した脱水機等の県企業庁への引渡し費用」の項目は削除します。
156	様式集	様式 6－5						脱水処理施設等の運営・維持管理業務費	「固定費（共通）」の「SPC事務経費」もしくは「その他必要な費用」として、SPC手数料（SPC自体の利益相当額）を計上してもよろしいでしょうか。	計上して構いません。
157	様式集	様式 6－7						損益計算書 資金収支計算書	損益計算書の「営業費用」及び資金収支計算書の「資金調達」欄に「圧縮記帳」の記載がありますが、SPC の税務・会計処理として「圧縮記帳」を前提にする必要があるのでしょうか。	「圧縮記帳」を前提にする必要はありません。事業者の提案に委ねます。
158	様式集	様式 6－11①②						サービス購入料支払予定表（年度毎）（四半期毎）	様式6-11の「脱水処理施設等の運営・維持管理業務に係る対価」「天日乾燥床の脱水ケーキの排出業務に係る対価」「脱水ケーキの再生利用業務に係る対価」と、様式6-5の「脱水処理施設等の運営・維持管理業務費」「天日乾燥床の脱水ケーキの排出業務費」「脱水ケーキの再生利用業務費」との違いをご教示下さい。様式6-5に記載する各業務費にSPCの利益相当額を加算したものが様式6-11に記載する各対価になるという理解でよろしいでしょうか。	様式6-11は、県企業庁が事業者へ支払うサービス購入料の支払い予定表なので、「・・・に係る対価」と表現しています。一方、様式6-5は、事業者が事業実施に必要な費用の内訳を整理するものなので、「・・・費」と表現しています。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
159	様式集		6-11					サービス購入料支払い予定表（年度毎）	1) 開業業務等の中の「排水処理施設等の運営・維持管理業務に必要な改良」工事に伴う費用は、様式6-4の「事業者の開業に伴う費用」項目に計上するとの理解でよろしいでしょうか。 2) その場合H22年度に行った各浄水場の改良工事について、事業者提案においてH23年度設計・建築工事に計上したり、または各浄水場第1期工事に分散して計上することは可能との理解でよろしいでしょうか。	開業業務等に係る対価は、平成23年度に一括して支払います。様式集を修正します。
160	様式集							様式6-11① 様式6-11②	「脱水処理施設等の運営・維持管理業務に係る対価 固定費」の項目に、豊橋南部浄水場の記載欄がありませんので、追加してもよろしいでしょうか。	豊橋南部浄水場のケーキヤード等の維持管理業務に係る対価は、天日乾燥床の脱水ケーキの排出業務に係る対価として支払うため、「脱水処理施設等の運営・維持管理業務に係る対価 固定費」への記入欄の追加は認めません。
161	様式集	36	様式6-14					資金調達計画	平成22年度に実施する各浄水場の「事業開始に向けた準備」に係る各浄水場の工事費用は「平成23年度豊田浄水場」にて計上するとの理解で宜しいでしょうか。計上・記載する箇所を御教示願います。	No. 120への回答をご参照ください。
162	様式集	59						様式8-4 3.	「ろ液濃度が低い豊橋浄水場と幸田…」とありますが、「ろ液濃度」ではなく「濃縮汚泥濃度」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。「濃縮汚泥濃度」に修正します。
163	様式集	63						様式8-8 (1)	修繕計画に関する考え方において”容易性”を求められておられますかが、修繕計画における容易性とはどのような事項をお考えなのでしょうか。	県企業庁や事業者が実施する業務に支障なく、容易に修繕できる内容などを想定しています。
164	様式集	77						技術提案書作成要領 様式10-3	脱水ケーキ再生利用工程フローに示す「再生利用業務終了に至るまでの各工程」とは、ケーキ輸送業者までの引渡と考えればよろしいでしょうか。	再生利用業者までの引き渡しを対象としてください。
165	様式集	77						使用する用紙サイズ	技術提案書はA3版にて提出となっておりますが様式10-4-1はA4版です。公表資料と同じA4版にて提出しても良いとの理解で宜しいでしょうか。	図面はA3版としますが、図面以外はA4版としてください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
166	様式集	78						技術提案書作成要領 様式10-6	計装フロー図は様式10-6-2として自由様式にて記載してもよいでしょうか。	計装フロー図は、自由様式で構いません。
167	様式集	81						運転管理体制	「ウ.人数」と「オ.職員の配置計画」を記載することとなっていますが、「職員の配置計画」に人数を記載してもよろしいでしょうか。	人数は「ウ.人数」に記載し、その配置の内訳等を「オ.職員の配置計画」に記載してください。
168	様式集	81						月別運転計画	「予測にあたっての考え方を記載すること。」とあります、様式10-21-1の指定様式（表）には、上記の考え方を記載する場所がありません。従って、様式10-21を自由様式として上記考え方を記載し、次ページに様式10-21-1の指定様式が続くような記載方法でよろしいでしょうか。	ご質問の方法で結構です。
169	様式集	82						技術提案書作成要領 様式10-24～26	様式10-24, 25, 26は自由様式にて提案事項を記載し、様式8-9-1, 8-11-1と同様な様式を用いて、様式10-24-1、10-25-1、10-26-1を作成してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	様式集	82						ろ液水質管理計画	「ろ液の水質管理方法について記載すること。」とあります、様式10-23-1の指定様式（表）には、上記の管理方法を記載する場所がありません。従って、様式10-23を自由様式として上記管理方法を記載し、次ページに様式10-23-1の指定様式が続くような記載方法でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	様式集	82						脱水機棟維持管理計画	「…留意した事項があれば記載すること。」とありますが、様式10-25を自由様式として記載し、その次ページに様式8-9-1と8-11-1と同様な様式を10-25-1, 10-25-2として記載してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	様式集	82						脱水設備等維持管理計画	「…留意点を記載すること。」とありますが、様式10-26を自由様式として記載し、その次ページに様式8-9-1と8-11-1と同様な様式を10-26-1, 10-26-2として記載してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
173	様式集	82						長期修繕計画	「…考え方、留意点を記載すること。」とありますが、様式10-27を自由様式として記載し、その次ページに様式8-9-1と同様な様式を10-27-1として記載してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	様式集	83						エネルギー使用量計画	「……省資源対策について記載すること。」とありますが、様式10-31を自由様式として記載し、その次ページに様式10-31-1を添付する形でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	閲覧資料 参考資料12								濃縮支援業務について、どの業務について事業者が行うかが非常にわかりづらい表になっております。事業開始後の企業庁一事業者間に認識に齟齬が生じることを防ぐためにも、再度一覧表（主な業務内容（日常運転操作概要）は、PFI導入後の事業者がおこなう等）にて業務内容をご教示お願いします。	参考資料12は現況を整理した資料であり、事業者が行う支援業務とは関係ありません。支援業務の内容は、要求水準書のp. 32～p. 34のとおりとします。
176	閲覧資料 (1/2) 別図1 豊田浄水場脱水処理施設等 管理分界説明図（図-1-1）							外溝維持管理業務範囲	図面中ケーキヤード西面および北面における外溝維持管理業務界は、法尻側溝とし、側溝内清掃を含むとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、対象範囲の詳細は、県企業庁と落札者の双方の立ち会いのもと、事業契約締結前までに現地で確認する予定です。（以下、No. 200への回答まで同じ。）
177	閲覧資料 (1/2) 別図1 豊田浄水場脱水処理施設等 管理分界説明図（図-1-1）							外溝維持管理業務範囲	図面中ケーキヤード外壁が北東法面内にあるコーナー部外溝維持管理業務界は、建屋外壁西面および北面とおりとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	閲覧資料 (1/2) 別図1 豊田浄水場脱水処理施設等 管理分界説明図（図-1-1）							外溝維持管理業務範囲	図面中ケーキヤード南面における外溝維持管理業務界は、法尻側溝で、側溝・会所枠内清掃を含むが、法枠内清掃は含まないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
179	閲覧資料 (1/2) 別図1 豊田浄水場脱水処理施設等 管理分界説明 図(図-1-1)							外溝維持管理業務範囲	図面中ケーキヤード西面における外溝維持管理業務界は、脱水ケーキ搬出コンベヤ南北方向東側の鉛直投影線との認識でよろしいでしょうか。	1行目の西面が東面であればご理解のとおりです。
180	閲覧資料 (1/2) 別図1 豊田浄水場脱水処理施設等 管理分界説明 図(図-1-1)							外溝維持管理業務範囲	図面中脱水機棟南面における外溝維持管理業務界は、南側通路幅中間点投影線との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	閲覧資料 (1/2) 別図2 幸田浄水場脱水処理施設等 管理分界説明 図(図-2-1)							外溝維持管理業務範囲	図面中脱水機棟西面における外溝維持管理業務界は、西面建屋外壁とおりとし、隣接側溝は含まないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	閲覧資料 (1/2) 別図2 幸田浄水場脱水処理施設等 管理分界説明 図(図-2-1)							外溝維持管理業務範囲	図面中脱水機棟東面における外溝維持管理業務界は、脱水機棟から南側ケーキホッパ導線側壁南北とおりとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	閲覧資料 (1/2) 別図2 幸田浄水場脱水処理施設等 管理分界説明 図(図-2-1)							外溝維持管理業務範囲	図面中脱水機棟北面における外溝維持管理業務界は、脱水機棟北側植樹帯側壁東西とおりとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	閲覧資料 (1/2) 別図2 幸田浄水場脱水処理施設等 管理分界説明 図(図-2-1)							外溝維持管理業務範囲	図面中ケーキ置場東面における外溝維持管理業務界は、ケーキ置場東側トラフ南北とおりとし、トラフ内清掃を含むとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
185	閲覧資料 (1/2) 別図2 幸田浄水場脱水処理施設等 管理分界説明 図(図-2-1)							外溝維持管理業務範囲	図面中ケーキ置場西面における外溝維持管理業務界は、ケーキ置場西側道路側溝南北とおりとし、側溝内清掃を含むとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	閲覧資料 (1/2) 別図2 幸田浄水場脱水処理施設等 管理分界説明 図(図-2-1)							外溝維持管理業務範囲	図面中ケーキ置場北面における外溝維持管理業務界は、ケーキ置場東西側側壁面内側との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
187	閲覧資料 (1/2) 別図2 幸田浄水場脱水処理施設等 管理分界説明 図(図-2-1)							外溝維持管理業務範囲	図面中ケーキ置場南面における外溝維持管理業務界は、ケーキ置場建屋外壁南面との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	閲覧資料 (1/2) 別図3 安城浄水場脱水処理施設等 管理分界説明 図(図-3-1)							外溝維持管理業務範囲	図面中脱水機棟南面および西面における外溝維持管理業務界は、植樹帯境界ブロックとおりとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	閲覧資料 (1/2) 別図3 安城浄水場脱水処理施設等 管理分界説明 図(図-3-1)							外溝維持管理業務範囲	図面中脱水機棟東面における外溝維持管理業務界は、脱水機棟外壁東面との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
190	閲覧資料 (1/2) 別図3 安城浄水場脱水処理施設等 管理分界説明 図(図-3-1)							外溝維持管理業務範囲	図面中脱水機棟北面における外溝維持管理業務界は、東西方脱水ケーキ搬出コンベア北面鉛直投影との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
191	閲覧資料 (1/2) 別図3 安城浄水場脱水処理施設等 管理分界説明 図(図-3-1)							外溝維持管理業務範囲	図面中ケーキヤード北面における外溝維持管理業務界は、ケーキヤード建屋外壁北面から3mオフセットとし、側溝清掃は含まないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	閲覧資料 (1/2) 別図 3 安城浄水場 脱水処理施設 等管理分界説 明図(図-3- 1)							外溝維持管理業務範囲	図面中ケーキヤード西面における外溝維持管理業務界は、ケーキヤード建屋外壁西面から濃縮層外壁間における通路幅の中間点との認識でよろしいでしょうか。	1行目の西面が東面であればご理解のとおりです。
193	閲覧資料 (1/2) 別図3 安城浄水場脱水処理施設等 管理分界説明 図(図-3-1)							外溝維持管理業務範囲	図面中ケーキヤード南面における外溝維持管理業務界は、ケーキヤード建屋南面ケーキホッパ踊り場南端から道路側へ3mオフセットとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	閲覧資料 (1/2) 別図3 安城浄水場脱水処理施設等 管理分界説明 図(図-3-1)							外溝維持管理業務範囲	図面中ケーキヤード西面における外溝維持管理業務界は、建屋西面搬入口付近コンクリート叩き西端から南北とおりとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	閲覧資料 (1/2) 別図4 豊橋浄水場脱水処理施設等 管理分界説明 図(図-4-1)							外溝維持管理業務範囲	図面中脱水機棟西面における外溝維持管理業務界は、脱水機棟外壁西面および脱水ケーキコンベア西面外壁鉛直投影との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	閲覧資料 (1/2) 別図4 豊橋浄水場脱水処理施設等 管理分界説明 図(図-4-1)							外溝維持管理業務範囲	図面中ケーキヤード西面および南面における外溝維持管理業務界は、外壁西面・南面との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
197	閲覧資料 (1/2) 別図5 豊川浄水場脱水処理施設等 管理分界説明図(図-5-1)							外溝維持管理業務範囲	図面中ケーキヤード西面門扉付近外溝維持管理業務界は、外壁西面から1.1mオフセットとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	閲覧資料 (1/2) 別図5 豊川浄水場脱水処理施設等 管理分界説明図(図-5-1)							外溝維持管理業務範囲	図面中ケーキヤード北面外溝維持管理業務界は、外壁北面から法尻トラフまでの通路全幅とし、トラフ内清掃は含まないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	閲覧資料 (1/2) 別図5 豊川浄水場脱水処理施設等 管理分界説明図(図-5-1)							外溝維持管理業務範囲	図面中ケーキヤード南面外溝維持管理業務界は、建家外壁南面とし、トラフ内清掃は含まないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	現地見学 (豊田)								旧脱水機棟と脱水機棟の事業者管理対象範囲の境界が不明確なため、再度平面図でお示しいただけますでしょうか。	旧脱水機棟と脱水機棟の中間とします。詳細は、県企業庁と落札者の双方が立ち会いのもと決定します。
201	現地見学 (安城)								閲覧資料図面において事業者管理対象範囲を再度具体的にご教示下さい(1FとB1B2間の配管等)。	修正した図面を開示します。
202	現地見学								事業者提案に伴う事業用地の拡張については、柔軟にご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	現地見学 (幸田) (豊橋)								1) 脱水機棟に危険物保安監督者設置の看板が掲載されておりましたが、この危険物保安監督者については事業者から選任するとの理解でよろしいでしょうか。 2) またそうであった場合、監督者は必ずしもSPCに籍を置く必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	1)、2)ともご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
204	現地見学 (豊橋)								豊橋浄水場の脱水ケーキ全体発生量のうち1／2程度を公社殿が豊橋南部に運搬しているとの情報がありましたが、どのような条件下で運搬が発生するのでしょうか。また可能であれば同様に脱水ケーキを他浄水場に運搬することは可能でしょうか。	豊橋南部への運搬は行っていません。
205	その他							2回目の質問回答について	事業内容の正確な把握及び確認を行うため、参加資格の確認後、2回目の質問回答を行っていただけないでしょうか。	2回目の質問回答は行いません。
206	入札説明書 (案) 等に関する質問への回答  実施方針等に関する質問への回答	5 6	N0. 31 No. 33					警備 保安性	本事業で事業者が行う「警備」は、施錠のみと理解してもよろしいでしょうか。  また、「テロや不法侵入者等の第三者への対応性等を想定している」とのご回答がありますが、一方で公安委員会の認定が必要な警備業務は含まれないと回答もいただいております。よって、有事の際は、事業者は責任を負うことないと理解してもよろしいでしょうか。	No. 71への回答をご参照ください。
207	その他							閲覧希望資料	入札説明書(案)等に関する質問への回答(平成22年3月)「No279」にて、閲覧のお願いがありました ・豊橋浄水場の排水処理棟受電盤及び1,2号脱水機動力盤の詳細図 ・豊田浄水場の排水処理棟建築付帶動力図 ・幸田浄水場の排水処理棟建築付帶動力図 は現存しますでしょうか。	豊橋浄水場の排水処理棟受電盤および1,2号脱水機動力盤の詳細図は現存しません。 豊田浄水場の排水処理棟建築付帶動力図および幸田浄水場の排水処理棟建築付帶動力図は閲覧資料(1/2)の「参考資料9 既設脱水処理施設等完成図(建築)」を参照して下さい。
208	その他							沈殿池引抜量の調整及び一時的な停止	既設設備の大型補機更新時に、物理的制約条件から脱水設備の全停止が必要となる場合、浄水操作に支障を及ぼさない範囲で沈殿池等の引抜量調整や一時的な引抜停止措置等にご協力いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	可能な範囲で協力する予定です。
209	実施方針	6	1	(1)	キ			脱水処理施設等の増設・更新等業務運営・維持管理	事業契約締結から事業運営開始まで2ヶ月弱と短い期間ですが、「産業廃棄物処理施設借受け許可」申請の提出期間等について、所管環境部局との合意を得られているとの理解でよろしいでしょうか。	SPC設立後直ちに申請の手続きに着手していただき3ヶ月程度の期間を確保できれば、申請手続きに不備がない限り許可は可能である旨を所管環境部局に確認済みです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
210	実施方針	20	4	(2)	ア			脱水機棟に関する要件	入札説明書（案）等に関する質問への回答（平成22年3月）「No8」にて、既存脱水機棟の構造計算書の開示予定の質問に対して、「現存するものについては、入札公示に示す予定です」とありますが、今回の閲覧資料等では該当資料が見受けられませんでした。 既存脱水機棟の構造計算書は現存しますでしょうか。	閲覧に供したもの以外は現存しません。
211	実施方針	35	資料2					需要変動リスク (汚泥室変動リスク：No42)	1) 汚泥質の変動に起因する運営費の増大・減少について、予め想定する一定の汚泥質の範囲内にて当該リスクを負担するという理解でよろしいでしょうか。  2) この場合、「想定する一定の汚泥質の範囲」とは要求水準別紙に記載されている汚泥濃度の最小・最大を基準と考え、それ以外の場合は「想定外」と理解してよろしいでしょうか。	1) についてはご理解のとおりです。 2) については、要求水準別紙に記載されている汚泥濃度の最小・最大が現状と著しく乖離した場合を想定外とします。
212	実施方針	36	閲覧資料					既設埋設物配置図	事業対象範囲周囲の既設埋設物（電線管、埋設配管等）配置が確認できる図書のご提示を御願い致します。	閲覧に供したもの以外は現存しません。
213	実施方針	36	資料3					閲覧資料参考9	入札説明書（案）等に関する質問への回答（平成22年3月）「No15」にて、 ・豊橋浄水場の増築工事建物設計図書 ・豊川浄水場新設工事設計図書 ・幸田浄水場／豊橋浄水場の建築設備設計図書について開示時期の質問がありましたが、これらの図書は現存しておりますでしょうか。 現存しておりますなら資料を開示していただけますでしょうか。	閲覧に供したもの以外は現存しません。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
214	実施方針	36	資料3					閲覧資料参考9	入札説明書（案）等に関する質問への回答（平成22年3月）「No16」にて、 ・豊田浄水場ケーキヤード棟使用部材リスト ・豊川浄水場脱水機支持架台設計図書 の開示の質問がありましたが、これらの資料は現存しておりますでしょうか。 現存しておりましたら資料を開示していただけますでしょうか。	閲覧に供したもの以外は現存しません。
215	実施方針	48	資料8	1				有価利用	入札説明書（案）等に関する質問への回答（平成22年3月）「No22」にて、「5浄水場、天日乾燥床とともに、事業契約書（素案）p79の4(1)のとおり、事業者が脱水ケーキを県企業庁から買い取り、県企業庁に対して「買受書」を発行した時点で移転します」とありますが、天日乾燥床からの脱水ケーキを事業者が県企業庁から買い取るタイミングをご教示下さい。 1. 天日乾燥床から搔き出した時点 2. ケーキヤードに保管した時点 3. 売却先を指定された時点 4. (運搬ありの場合、運搬している時点) 5. 売却先に引き渡した時点 のいづれでしょうか。 また、もしこちらにない場合は具体的にいつの時点で県企業庁からの買い取りと判断されますでしょうか。	天日乾燥床から脱水ケーキを排出後、排出した脱水ケーキの重量が計測された時点となります。
216	実施方針	50	2	(3)				脱水ケーキの比重	※脱水ケーキ処理単価の上限（22,500円／t-ds）について・・・にて脱水ケーキの「比重を1t/m <sup>3</sup> 」と想定した計算がされており、県の廃棄物対策課等で「参考」として示されている換算比重1.10t/m <sup>3</sup> と異なっているようですが、今後本事業運営を行うに向けて、脱水ケーキの比重は1t/m <sup>3</sup> で計算するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
217	実施方針	61	資料9	2	(2)	イ		脱水設備の脱水能力	入札説明書（案）等に関する質問への回答（平成22年3月）「No30」にて、「実施方針p61イ(イ)の3つめのポツ・・・次のとおり修正します。・翌四半期以降、脱水設備の能力が確認された場合は減額措置を解除します。」とありますが、3つ目のポツ以降が削除されています。 こちらにつきまして、回答のとおり修正いただけますでしょうか。	修正します。
218	実施方針	資料9	1	(4)				モニタリングの方法	資料9では、基本設計・実施設計、工事施工、工事完成に関するモニタリングにおいて要求性能確認計画書および報告書による確認が記載されていますが、モニタリングについては、事業契約書に基づいて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。